

アスナル金山エリア再整備事業協力者 募集要項等に関する質問への回答

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	募集要項	1	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担	2者間で行う定期的な打合せの開催頻度について、ご教示ください。	月1回を想定しています。提案書の③業務実施計画で提案してください。
2	募集要項	1	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担	各種検討や調整にかかる2者での定期的な打合せについて、開催頻度などの目安があればご教示ください。	No.1の回答を参照してください。
3	募集要項	1	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担	関係機関等の協議を市が担う旨記載されておりますが、協議資料作成は主にいずれの主体が担当するのでしょうか。	次の業務については、事業協力者に協議資料を作成していただきます。 ・公共施設再整備検討（道路、交通ターミナル） ・都市計画に係る事前協議・調整 ・地権者間協議・調整 次の業務については、市及び事業協力者が検討及び作成した資料等を基に、市が協議資料をまとめます。 ・空間形成に係る検討 ・古沢公園・市民会館エリア整備検討との連携
4	募集要項	1	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 導入機能の検討・市場調査	各調査は事業協力者として基本計画素案を裏付けるものとして意図し、発注先の制約や指定はないものと考えて良いか。また今回の事業者グループに含めなくて良い理解で良いか	質問前段について、事業協力者の役割としている業務についてはお見込みのとおりです。 質問後段について、お見込みのとおりです。
5	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 駅前複合施設計画案の作成	概略設計はどの程度の内容および精度を求めるものか、基本計画に満たない基本構想レベルで良いか、具体のイメージがあればご教示頂きたい	エスキスレベルを想定しています。施設の配置、高さ等の空間利用、各階の利用状況がわかり、法規制等を踏まえ実現可能性が検討できるレベルです。また事業費の算出や権利変換計画の概要作成が可能である必要があります。本事業での検討を進め、再整備基本計画を作成し、事業参画者公募を実施する上で必要な設計作業という認識です。
6	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 駅前複合施設計画案の作成	「駅前複合施設計画案の作成」にかかる「概略設計」のレベル感をご教示ください。	No.5の回答を参照してください。
7	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 駅前複合施設計画案の作成	「概略設計」の定義をご教示ください。	No.5の回答を参照してください。
8	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 オープンスペースに係る提案・検討	各種概略検討のレベル感についてご教示頂きたい。例えば設え・機能という表現には含みがあり、解釈によってボリュームが異なることから程度を把握させて頂きたい。同様に運営手法に掛かる概略検討も運営や予算に関する点に至るまで言及が必要なのか、ご教示頂きたい	質問前段について、名古屋市緑政土木局「設計業務標準仕様書（令和6年10月）」「公園緑地計画設計の区分」での概略設計（本編での「公園基本計画」）をイメージしてください。今後の実施に向けた比較検討を行うための設計という位置づけです。なお対象地では地下鉄等もあるので平面的な施設配置にとどまらず、立体的な既存施設等との取り合いも検討対象になります。 質問後段について、運営手法の概略検討も実現可能性を検討するために必要な諸点（費用等）を含むものと認識しています。
9	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 公共施設再整備検討（道路、交通ターミナル）	再整備基本計画策定の役割分担のうち、公共施設再整備検討の項に書かれている「基本方針」とは何を指すのか？今回の提案にもとづき、公共施設の再整備に関する基本方針を市が検討・調整するという理解で良いか？	各種公共施設の配置や規模を指しています。 基本方針は市において今年度検討します。
10	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 公共施設再整備検討（道路、交通ターミナル）	「公共施設再整備検討（道路、交通ターミナル）において、基本方針に係る検討を市が担う旨記載されておりますが、これは、市の基本方針が事業協力者側の前提条件となる（事業協力者は基本方針の内容には関与しない、またはできない）という理解でしょうか。	市の基本方針は、原則として事業協力者が実施する検討の前提条件となりますが、基本方針と異なる内容の提案を妨げるものではなく、必要に応じて協議を行うことで考えています。 また、No.9の回答を参照してください。
11	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 公共施設再整備検討（道路、交通ターミナル）	予備設計とはどの程度の成果内容を想定しているのか、認識の齟齬が無いように成果物の程度、確認したい内容を具体にご教示頂きたい	名古屋市緑政土木局「設計業務標準仕様書（令和6年10月）」の「道路予備設計（A）」に定められた業務内容、成果内容を想定しています。
12	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 安全性と快適性の向上に向けた取り組みに係る協議・調整	「協議・調整」の相手方は、別紙のとおり、関係機関と推察いたしますが、関係機関を例示いただけませんか。	再整備実施方針案P12の「6.安全性と快適性を高める都市構造へ向けた取り組み」の取り組みに関連する機関が該当します。 例えば、金山駅周辺地区帰宅困難者対策協議会「金山駅周辺地区エリア防災計画」P3「表1ー1 金山駅周辺地区帰宅困難者対策協議会の構成員等」等が該当します。
13	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 エリアマネジメントの展開に向けた検討	事業内容の提案を事業協力者にて作成ということだが、予算や運営に関わる要員負担も考慮の上民間で作成した内容を行政側が地域と調整することで良いか。提案とあるため具体的内容は前述の諸条件と共に実現難易度を考慮のうえ行政と協議・調整が出来る前提で良いか	いずれの質問もお見込みのとおりです。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
14	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 事業スキーム案作成	「事業参画者」の定義をご教示願います。	アスナル金山エリア再整備事業の実施にあたっては民間活力の活用を想定しており、かかる民間活力の主体である民間事業者を事業参画者といいます。詳細は、再整備実施方針案「第3 再整備の事業手法」及び「第4 今後の進め方」を参照してください。
15	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 事業スキーム案作成	市街地再開発事業活用を前提とのことであるが、スキーム案作成は上記以外の提案も幅広く求めるという認識で良いのか、市街地再開発事業活用を所与の条件とした制約の中での各種提案を要望するものなのか	提案条件資料に示したとおりです。
16	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 事業スキーム案作成	市街地再開発事業を前提にスキームを検討しているとのことだが、過去検討したが断念したスキームがあれば理由と併せてご教示いただきたい。	過去に断念したスキームはありません。
17	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 都市計画に係る事前協議・調整	「都市計画に係る事前協議・調整」の事業協力者の業務内容について、「制度活用に係る検討」とありますが、活用可能な制度に関する市からの助言はどれくらいいただけるのでしょうか。	市が取り組む計画、施策等に関連して可能な範囲で助言します。 市の公式ウェブサイトの「都市計画」「都市再生方針」等を参照してください。 https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-9-0-0-0-0-0-0-0.html https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-9-30-0-0-0-0-0-0-0.html
18	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 地権者間協議・調整	協議資料作成や会議運営補助を必要とする理由及び具体的内容についてご教示頂きたい。 また協議資料の作成および会議運営補助とあるが、具体的な頻度や想定ボリュームについてご教示頂きたい。	協議資料作成については、検討状況や協議事項の説明にあたり必要な資料を作成していただきます。 会議運営補助については、会議での資料の説明、議事録の作成等を行っていただきます。また、オンラインで会議を実施する際の会議室や機材確保を行っていただきます。 過去の協議より、頻度については年間8回程度、会議の長さは毎回1～2時間程度を想定しています。
19	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 地権者間協議・調整	「地権者間協議・調整」の事業協力者の業務内容について、「会議運営補助」とは具体的にどのような業務が想定されますでしょうか。	No. 18の回答を参照してください。
20	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 地権者間協議・調整	役割分担において、地権者間協議・調整項目の協議資料の作成、会議運営補助が事業者側になっていますが、どの程度の頻度の協議及び会議開催を想定されているかご教示ください。	No. 18の回答を参照してください。
21	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 古沢公園・市民会館エリア整備検討との連携	連携に向けた提案 と記載頂いているが、実施主体は将来の事業参画者を想定しているのか。 古沢公園および市民会館エリアの整備概要や構成の詳細が分からない中での提案となる場合や設えやデザインの統一感が毀損することとも想定されるが概略の検討とは具体的にどのような内容を想定しているのかお示しいたいただきたい	質問前段について、アスナル金山エリアについては、市及び将来の事業参画者のほか、地域のまちづくり団体、都市再生推進法人を想定しています。 質問後段について、アスナル金山エリアと古沢公園・市民会館エリアの両エリアにホールが整備されることから文化芸術施策において連携を図ることを始め、再整備実施方針案P15「4. 古沢公園・市民会館エリアの整備との連携について」に記載する施策の実施に向けて、現段階で方向性や方針として整理しておくべきことを検討することを想定しています。
22	募集要項	2	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担 古沢公園・市民会館エリア整備検討との連携	「両エリアの一体性向上に向けた提案・概略検討、文化芸術施策の展開及び連携に向けた提案」は、古沢公園・市民会館エリアでの新たな劇場の整備及び管理運営に係る事業の要求水準に適宜反映されるものと推測いたしますが、事業協力者の構成員による古沢公園・市民会館エリアの事業への応募は妨げられないと考えてよろしいでしょうか。	アスナル金山エリア再整備の事業協力者（構成員を含む）であることを理由とした新たな劇場（古沢公園・市民会館エリア）整備事業への応募制限は想定していません。
23	募集要項	3	1	3	1	再整備基本計画策定に係る役割分担	「今年度末の再整備実施方針の策定において、現時点で公表している再整備実施方針案と部分的に異なる内容となる可能性があります。事業協力にあたっては、策定された再整備実施方針に基づいて行ってください。」とありますが、現時点で、再整備実施方針案から変更となる可能性がある部分があれば具体的ご教示ください。	現時点では、再整備実施方針案P3「5. 上位計画及び関連計画」の「金山駅周辺まちづくり計画（案）」が「金山駅周辺まちづくり計画」に、「名古屋市新たな劇場の基本構想」が「名古屋市新たな劇場の基本計画」に、いずれも策定を受けて変更となるほか、再整備実施方針案P16「2. 想定スケジュール」については本募集要項との整合を図る見込みです。
24	募集要項	3	1	3	2	協力の期間	事業協力の期間が原則として再整備基本計画策定まで（要項の想定スケジュール上、令和8年度）となっていますが、関係者協議等が整わず想定スケジュールより策定時期が遅延した場合、その期間の費用負担についても貴市との協議が可能との認識でよろしいでしょうか。	協議は可能ですが、市の費用負担は当該年度の予算成立が前提となるため、現時点で確約することはできません。 なお、費用負担については、No. 26から32までの回答を参照してください。
25	募集要項	3	1	3	2 3	協力の期間 費用負担について	事業協力の期間の延長に伴う各種検討費用の増加分については名古屋市に負担してもらえるか。	No. 24の回答を参照してください。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
26	募集要項	3	1	3	3	費用負担について	「事業協力を要する費用は、原則として事業協力者の負担」とありますが、「別紙」に定められた事項は、設計業務等が含まれており、基本的には貴市の費用負担が必要な内容と理解しています。各検討業務についての必要費用を提案書に記載し、最優秀提案者に選定された場合、提案書を基にした協議で費用負担の具体的な内容を協定に定めるという理解でよろしいでしょうか。	本項に記載のとおり、業務内容を踏まえた費用負担の詳細については市と事業協力者による協議の上、協定書において定めるものとします。提案書に費用を記載しても構いませんが、必須ではありません。また、費用負担については、当該年度の予算成立が前提となります。
27	募集要項	3	1	3	3	費用負担について	第1章2節「事業協力者の募集について」において、「整備内容の詳細検討や事業性等の検証の段階から、民間事業者の技術やノウハウを取り入れていくことが不可欠」という前提が記載されているため、事業協力をに係る費用負担につきましては、業務委託料を設定する形態などにより、市でご負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	費用の負担については、本項のとおりです。また、費用負担については、当該年度の予算成立が前提となります。 なお、市は、アスナル金山エリア再整備の検討を通常の委託業務として発注するのではなく、「整備内容の詳細検討や事業性等の検証の段階から、民間事業者の技術やノウハウを取り入れていくことが不可欠」と考え、事業協力者を募集しています。
28	募集要項	3	1	3	3	費用負担について	費用の負担方法を協議する際は、公共施設及び基本計画策定に必要な計画検討費用（民間導入機能に関する調査・検討を除く）は市負担という基本的な考え方をもって協議を行うという理解でよろしいでしょうか。 別紙の各項目の費用分担について、どのような考え方をもって判断されるかご教示ください。	市が費用負担する項目や負担額については、公共性や地権者協議との関連性などの観点を踏まえ、協定締結に向けた協議の中で個々に判断します。
29	募集要項	3	1	3	3	費用負担について	提案内容及び事業協力者の業務のボリューム感を把握するため、市が負担する費用について、上限金額を定めていただくことは可能でしょうか。	現時点では具体的な上限金額を示すことはできません。
30	募集要項	3	1	3	3	費用負担について	業務内容を踏まえた費用負担の詳細については市と協議の上、第4・3の協定において定めるものとするがあります。 協定書（案）には、第11条に～その実施及び費用について、甲の同意が必要とされている検討にかかる費用の負担方法については、甲及び乙の協議によりこれを定めるものとする。 となっており、協議事項となっています。 業務内容と費用負担の協議が完了し、合意した上で協定書を締結し業務を開始するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	募集要項	3	3	3		費用負担について	事業協力費用は提案前のもの(今回の要件を満たすための提案に要したもの)に遡って詳細を協議出来る認識で良いか。※提案内容の濃淡に影響が生じる懸念があるため事前に確認させて頂きたい	第3・3（7）「費用負担」のとおり、応募に要した費用は、全て応募者の負担とします。
32	募集要項	3	1	3	3	費用負担について	業務内容を踏まえた費用負担について、現時点で想定されている費用の清算方法はございますか。	協定締結に向けた協議のなかで、市が費用を負担する業務内容、金額、費用の支払方法を、事業協力者と協議して決定するものとします。
33	募集要項	3	1	3	4	その他	「事業協力の結果として事業が実施に至った場合、事業協力者である民間事業者は改めて事業参画者募集に応募することが可能です。」の意図をご教示ください。ただ「応募することが可能」であることを意味するだけで「事業協力者が事業参画者募集へ応募しても、何らインセンティブは付与されない」という解釈になりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	募集要項	3	1	3	4	その他	事業協力者が事業参画者に応募する際には、完全にフラットな競争になる形でしょうか。もしくは事業協力者が応募する際には、インセンティブが与えられる可能性はございますか。	No. 33の回答を参照してください。
35	募集要項	3	1	3	4	その他	「事業協力者である民間事業者はあたらめて事業参画者募集に応募することが可能」とありますが、事業協力者が事業参画者募集にに応募する場合には加点等の措置を頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 33の回答を参照してください。
36	募集要項	3	1	3	4	その他	「事業協力の結果として事業が実施に至った場合、事業協力者である民間事業者は改めて事業参画者募集に応募することが可能です。」とありますが、事業協力者は事業参画者公募において、他の応募者に比べて優遇される要素はありますでしょうか。	No. 33の回答を参照してください。
37	募集要項	3	1	3	4	その他	質問番号36に加え、もし事業参画者が他にいない場合、事業協力者は事業参画者公募に必ず参加しないといけないのでしょうか。	第2・2（1）「基本的要件」として、「② 事業が実施に至った際の、事業参画者への応募の意思を有する者であること。」としていますが、事業参画者への応募を拘束するものではありません。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
38	募集要項	4	2	1	1	事業協力者選定の考え方	社会経済の動向やまちの将来像を見据えた企画構想力とあるが、名古屋市の考える社会経済の動向や街の将来像として強く危惧する内容に関する点があれば提案の参考といたく、ご教示頂きたい ※配慮すべき上位計画内、並びに評価委員の学識経験者の言及点など範囲を問わず留意している点を提案の参考といたくご教示頂きたい	名古屋市総合計画2028を参照してください。 https://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000178326.html ※の質問については、採点に関することであり、お答えできません。
39	募集要項	4	2	1	1	事業協力者選定の考え方	再整備の事業化に向けた課題 について、名古屋市の考える課題として予め注視している点があれば提案の参考といたくご教示頂きたい	金山駅周辺への来訪者の行動範囲は駅を中心に限定的であるなど、周辺街区への波及効果は一定の範囲に留まっている状況を課題ととらえている等があり、具体的には再整備実施方針案の記載内容を参照してください。
40	募集要項	4	2	1	1	事業協力者選定の考え方	検討の深度化に対応できる実施体制という項目にあたっては、応募グループに直接含まれない、企業のグループ会社や関連会社も含めて判断するのでしょうか。それとも関与するグループ会社は応募グループに明示して登録すべきか。	提案書の記載内容を基に評価します。協定の当事者となる場合は、応募グループの構成員として明示するものとします。
41	募集要項	4	2	2	1	基本的要件	「事業参画者への応募の意思を有する者」とは、事業施行者としての参画だけでなく、設計・施工を担う意思を有する民間事業者も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	募集要項	4	2	2	1	基本的要件	ここでの事業参画者とは具体的にどのような業種を指すでしょうか。 例えば、将来的に開発の主体(市街地再開発事業における参加組員、特定建築者、特定業務代行者、特定事業参加者、共同施行者含む)となりえない計画設計業務を担う建設コンサルタント等はこれに含まれますか。	事業参画者は、将来的に開発の主体となる民間事業者を想定しています。なお、本事業協力者公募においては、かかる開発の主体と応募グループを構成し建設コンサルタント等が応募することを妨げるものではありません。
43	募集要項	4	2	2	2	応募者の構成	今回の事業協力者の構成員と事業参画者募集時の応募グループの構成員について一部を変更（構成員の追加等）することは可能でしょうか。	可能です。
44	募集要項	4	2	2	2	応募者の構成	マーケット調査会社および再開発コンサル等といった専門家は今回の応募者構成に含まずとも後から事業協力者が任意に指定し依頼可能という認識で良いか。 また選定後、落選した応募グループの構成員を事業協力業務に参画させることは可能か	特定業務の発注先については、必ずしも構成員とする必要はありません。 また、構成員を新たに加える必要がある場合には、協定書（案）第5条3項に基づく場合のみですが、その際に他の応募グループの構成員だった法人を加えることは原則として認められません。
45	募集要項	5	2	2	3	応募者の参加資格要件	構成員が参加資格を失い、同時に応募グループが参加資格を失う場合は、構成員の交代により応募グループが参加資格を維持することは可能でしょうか。	令和7年1月23日までは構成員の変更を可能とします。 またその場合、必要に応じ応募者に応募登録関係書類の再提出を求めることとします。事前に市と調整の上、令和7年1月23日午後5時までに必要書類を提出してください。提出方法及び提出場所については、第3・2（5）「応募登録の受付」②及び③に準じます。
46	募集要項	5	2	2	3	応募者の参加資格要件①（ウ）	「5万人以上の駅に隣接した区域」とは、具体的にはどのように定義されるものでしょうか。（駅の敷地境界と接する、半径〇m以内等）	駅もしくは駅前広場の存在する街区及びそれらに隣接する街区（道路を挟んで隣接する街区を含む。）を指します。
47	募集要項	5	2	3	1	応募者の参加資格要件①（ウ）	「駅に隣接した区域」とは具体的にどの程度の距離までが含まれますか。	No. 46の回答を参照してください。
48	募集要項	5	2	2	3	応募者の参加資格要件①（エ）	「500席以上の劇場」とは、具体的にはどのように定義されるものでしょうか。（座席付きの演劇を主な演目としたもの、またはスタンディングでの音楽ライブ鑑賞等を目的としたものも含む等）	主として実演芸術の公演を目的として整備された屋内施設で、着席で500席（固定席・可動席問わず）以上の規模が施設概要等で確認できるものを指します。
49	募集要項	5	2	2	3	応募者の参加資格要件②	②の要件について、「資格確認の基準日以降、第4・3の協定締結までの間に次の要件を欠く事態に至った場合には、参加資格を有しないものとして失格とします。」とありますが、応募グループの場合、①の要件全てを満たすことを前提として、要件を欠く事態に至った構成員を変更することは可能でしょうか。	No. 45の回答を参照してください。
50	募集要項	5	2	2	3	応募者の参加資格要件②（ア）	応募グループ内企業が建設コンサルタント登録を有しない場合でも、第3 2. (5)⑤に示す対応を行うことで必要十分と考えればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。また、No. 82の回答を参照してください。
51	募集要項	5	2	2	3	応募者の参加資格要件②（ア）	②の要件において、（ア）の要件を持たない代表企業または構成員は、名古屋市競争入札参加資格の登録は不要と考えてよろしいでしょうか。	②（ア）の要件を満たす法人が応募グループの構成員となる場合には、それ以外の代表企業及び構成員についてはお見込みのとおりです。
52	募集要項	7	2	3	1	提案内容	市街地再開発事業等の活用を検討と記載があるが、都市計画事業を前提に検討している認識で良いか。 またその理由としては①経済的な事業蓋然性に課題を感じていること、②バスターミナルを始めとする公共設備の整備を対象計画に含めることを企図している理解で良いか。その他理由があればご教示頂きたい	都市計画事業を前提として検討していることについてはお見込みのとおりです。その理由としては、市街地再開発事業として実施するにあたり国の助成制度の活用を視野に入れていることがあります。 なお、バスターミナルについては、現時点では都市計画に定めることを想定していません。
53	募集要項	7	2	3	1	提案内容	現時点で街区構成は未定との記載がありますが、範囲の変更があり得るということでしょうか。具体的な変更可能性があればご教示ください。	お見込みのとおりです。具体的な変更案はなく、再整備基本計画の検討等を通じて決定していきます。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
54	募集要項	7	2	3	1	提案内容 ＜仕様＞	応募グループとして参加する場合、代表企業もしくは構成員以外の企業名は提案書内に記載することは可能であるという理解でよろしいでしょうか。	応募企業、応募グループの代表企業及び構成員に限らず、企業名及び企業名を特定できるような内容は記載しないでください。
55	募集要項	7	3	1		提案内容 ＜仕様＞	提案書本体には応募者を特定できるような内容は記載しないとあるが、他方で提案にあたり事業実績も提示可能とある点について、施設から応募者が特定できる可能性については特段の配慮を求めない理解で良いか	提案における事業実績の提示においては、施設の詳細な位置、施設やテナント等の固有名称等を記載しないでください。 また、写真・パース・イラストについては、施設やテナント等の固有名称が明瞭に判読できる、あるいは検索等に頼らずとも施設を容易に特定できるほどの極めて著名な外見的特徴を示すものなど、応募者を容易に類推できるものの使用を避けてください。 その他の説明についても、応募者を容易に類推できる可能性を排除するよう努力してください。 なお、応募者を特定できると判断した場合、事務局において提案書の該当部分を黒塗りする等する場合があります。
56	募集要項	7	2	3	1	提案内容 ＜仕様＞	提案書内にてグループ名や社名の記載をする際に分かりやすくするために、例えば応募後にグループ名等を各グループに設定頂けないでしょうか。 例) グループ名：グループA、構成企業名：A-1、A-2 等	資格審査結果通知において、応募グループ毎の記号を通知予定です。提案書においては、当該記号に基づき適宜作成してください。なお、構成企業等の記号については、様式4-4 応募者構成表での記載番号に沿って番号付けをするものとしてください。
57	募集要項	7	2	3	1	提案内容 ＜構成＞	提案書6枚における提案項目の枚数構成を自由に变更させていただけないでしょうか。	審査の公平性のため、提案書については募集要項に示す用紙サイズ・上限枚数を遵守してください。なお、上限枚数に収まる範囲においては、応募者の裁量により枚数変更が可能です。
58	募集要項	8	2	3	1	提案内容 ＜構成＞ ①再整備の事業コンセプト及び事業概要	再整備基本計画案は令和7年度に作成する旨が再整備事業の想定スケジュール上に記載されていることから、工程計画は令和7年度末までに事業協力者の業務が完了する前提で提案するという理解でよろしいでしょうか。	再整備基本計画案の作成は令和7年度中に完了することを前提に提案してください。また、事業協力者の業務全体については、協定書（案）第6条第1項に定めるとおり、協定の存続期間を「令和8年10月31日又は本計画の策定完了の日のいずれか早い日まで」と想定しているため、協定の存続期間中の対応に留意した工程計画を検討してください。
59	募集要項	8	2	3	1	提案内容 ＜構成＞ ①再整備の事業コンセプト及び事業概要	「再整備基本計画素案の作成に向けた」とありますが、「再整備基本計画素案」は、9ページに記載の想定スケジュールで、令和7年度に作成される「再整備基本計画案」と同義だと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	募集要項	7	2	3	1	提案内容 ＜構成＞ ②課題とその対応方策	応募者の参加資格要件に関して提出する実績については、各項目について複数案件の実績を提出することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。参加資格要件を充足する範囲であれば、記載件数の制限はありません。
61	募集要項	8	2	3	1	提案内容 ＜構成＞ ②課題とその対応方策	提案にあたり提示する事業実績は応募登録において提出する実績以外の事業実績も提示可能とありますが、審査対象は提案書に提示した実績であり、応募登録において提出した実績は審査対象外という理解でよろしいでしょうか。	応募登録関係書類と提案書の双方に同じ実績を記載することは可能であり、この場合には資格審査・提案書審査の両方で対象とします。 応募登録関係書類に記載があるものの提案書には記載がない実績については、資格審査の対象としますが提案書審査の対象にはしません。
62	募集要項	8	2	3	1	提案内容 ＜構成＞ ②課題とその対応方策	実績の名称及び写真から企業名を容易に予測できる場合も、実績の名称及び写真を提案書に記載してもよいという理解でよろしいでしょうか。	No. 55の回答を参照してください。
63	募集要項	8	2	3	1	提案内容 ＜構成＞ ③業務実施計画	③業務実施計画（特に実施体制）において法人名等を記載することは可能でしょうか。	No. 54の回答を参照してください。
64	募集要項	8	2	3	2	提案対象範囲	提案範囲に含まれる各種道路について、現在の合意事項及び、制約、協議済みの事項があればご教示ください。	道路管理者や交通管理者等と整備の方向性について、協議を始めているところです。今後、基本計画の作成に向けた検討と並行して協議を進めていきます。
65	募集要項	8	2	3	2	提案対象範囲	古沢公園・市民会館エリアの対象に比してアスナル金山エリアの提案範囲が周辺道路を含んだ幅広のものとなっている理由についてご教示頂きたい。 調和や機能連携を図るものと記載頂いているが、対象地は公共施設(道路)を含んでおり、具体的にどのような提案を期待していることか提案資料作成にあたりお考えについてご教示頂きたい。PFI事業側で担う負担範囲があっても良いのではないかと考えて質問させて頂きました。	周辺街区との調和や機能連携を図るためです。
66	募集要項	9	2	3	4	再整備事業の想定スケジュール	再整備実施方針の策定時期（令和6年度内）、事業協力者の業務開始時期（4月下旬～）について具体の目安をご教示ください。	再整備実施方針の策定時期は令和7年3月頃を想定しています。 また、事業協力者の業務開始時期は、協定締結候補者の選定から協定締結までに最短で約1か月程度を要すると見込んでいるため「4月下旬～」と記載しており、実際には協定締結に要する期間により前後することが考えられます。
67	募集要項	9	2	3	5	配慮すべき上位計画等	再整備実施方針案3ページの「上位計画及び関連計画」の記載と一部異なっておりますが、募集要項の記載を正として考えればよろしいでしょうか。	本要項の上位計画等に配慮してください。 なお、再整備実施方針案の「名古屋市新たな劇場の基本構想」については、再整備実施方針案の公表後、「名古屋市新たな劇場の基本計画（案）」が作成、公表されています。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
68	募集要項	10	2	3	6	再整備基本計画の検討における提案書の扱い	協定締結候補者は策定された再整備実施方針の内容を踏まえて協定書に締結するか否かを判断できるという理解でよろしいでしょうか。	策定された再整備実施方針の内容を踏まえ、協定書の締結に向け市と事業協力者との協議するものとします。 また、No. 23の回答を参照してください。
69	募集要項	10	2	3	6	再整備基本計画の検討における提案書の扱い	検討の結果として、提案書の内容が再整備基本計画の内容と異なるものになった場合、実現性の観点で次の事業参画者の公募に不利に働くことはありますか。	不利に働くことはありません。また、No. 33の回答を参照してください。
70	募集要項	11	3	1		募集・審査スケジュール	応募グループの場合、代表企業、構成員の立場が確定するのは、スケジュールのどの段階になりますでしょうか。また、協定書締結までの間で、代表企業、構成員の立場の変更が可能なのはどの段階になりますでしょうか。	代表企業の立場は、資格審査を通過した通知をもって確定とします。 構成員については令和7年1月23日まで変更を認めるため、同日までに構成員の変更を行わなかった場合は同日をもって確定とし、変更を行った場合は新たに加わった構成員が資格審査を通過した通知をもって確定とします。 なお、変更により加わった構成員の資格審査結果は、提案書の提出期限である令和7年2月12日までに通知します。
71	募集要項	13	3	2	4	質問の受付（c）、質問回答（d）	提案条件資料に関する回答は、他の法人が提出した質問に対する質問及びそれに対する回答についても、提案条件資料の交付を受けた法人全者に電子メールにて送付されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	募集要項	13	3	2	5	応募登録の受付（e） ②提出方法	グループで応募する場合、提出方法はグループで書類をまとめて提出場所に持参又は郵送で提出する形でよろしいでしょうか。グループ代表企業及び構成員各社がそれぞれ提出する必要があるればご教示ください。	応募グループの場合は、応募グループの代表企業及び構成員に関する応募登録関係書類一式をまとめて、提出場所に持参又は郵送により提出するものとします。
73	募集要項	13	3	2	5	応募登録の受付（e） ④応募登録関係書類	各種書類について、「印」の記載がある（様式4－2）委任状のみ押印が必要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	募集要項	13	3	2	5	応募登録の受付（e） ④応募登録関係書類	提出する「副」は「正」の白黒コピーと理解してよろしいでしょうか。	押印が必要となる書類及び原本の提出が求められている書類については「副」は「正」の写し（コピー）とし、その他の書類は刷色を含めて「副」は「正」と同じものを提出してください。
75	募集要項	13	3	2	5	応募登録の受付（e） ④応募登録関係書類	ク．法人登記簿謄本は、現在事項全部証明書でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	募集要項	14	3	2	5	応募登録の受付（e） ④応募登録関係書類	業務実績の関係書類として「事業費等」と記載されていますが、事業費が非公表の事業、（劇場実績において）単館施設でなく事業費の切り出しが困難な事業などでは事業費記載が困難ですが、この場合は実績としての審査対象外でしょうか。	事業費の記載は原則として必須とし、応募登録に当たって適切とお考えの業務実績を提示するようにしてください。ただし、事業費の切り出しが困難などの業務実績のみを保有している場合についてはその旨を記載してください。事業費の数値が記載されていないことをもって直ちに審査対象外とするものではなく、他の項目の記載内容を考慮して総合的に判断します。 補足情報については、No. 126の回答を参照してください。
77	募集要項	14	3	2	5	応募登録の受付（e） ④応募登録関係書類	ケ．納税証明書について、名古屋市内に事業所のない法人は、②名古屋市の市町村民税、固定資産税の納付証明書の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	募集要項	14	3	2	5	応募登録の受付（e） ④応募登録関係書類	コ．財務諸表の写し「※直近3期分」について、3月末日決算の法人の場合は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の3期分の財務諸表を提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	募集要項	15	3	2	5	応募登録の受付（e） ⑤競争入札参加資格を有しない者の競争入札参加資格審査申請手続	参加申請は、申請業務「測量・設計」に限定でしょうか（例えば「工事請負」分野登録が可能か）。	応募者は、申請区分「測量・設計」、申請業種「建設コンサルタント」、詳細内容「都市計画及び地方計画」の競争入札参加資格を有する者とします。
80	募集要項	15	3	2	5	応募登録の受付（e） ⑤競争入札参加資格を有しない者の競争入札参加資格審査申請手続	申請業務「測量・設計」への登録は、建設コンサルタント登録以外の例えば建築士事務所登録でも可能でしょうか。	No. 79の回答を参照してください。
81	募集要項	15	3	2	5	応募登録の受付（e） ⑤競争入札参加資格を有しない者の競争入札参加資格審査申請手続	参加申請において、建設コンサルタントは「都市計画及び地方計画」分野登録に限定でしょうか。	No. 79の回答を参照してください。
82	募集要項	15	3	2	5	応募登録の受付（e） ⑤競争入札参加資格を有しない者の競争入札参加資格審査申請手続	「・・・必要書類を令和6年12月16日（月）までに次の場所に提出し、当該資格の認定を受けるものとします。」とありますが、必要書類を令和6年12月16日（月）までに提出すればよいと考えてよろしいでしょうか。	提出の上で当該資格の認定を受ける必要がありますが、認定が受けられたかどうかについては事務局で確認しますので、応募者としては必要書類を期限までに提出すればよいと考えて差し支えありません。 なお、手続の不備により認定を受けられない事例が散見されますので、書類の記載方法や提出方法等をよくご確認の上申請手続を行ってください。
83	募集要項	16	3	2	6	資格審査 ②資格審査結果通知	資格審査結果通知後、提案までに辞退せざるを得ない場合、ペナルティ無しで辞退可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
84	募集要項	17	3	2	7	提案書類受付 (f) ④提案書類	検討対象範囲内の地権者に対する意見聴取は、最優秀提案者の選定後に実施するという理解でよろしいでしょうか。	地権者の意見聴取時期については、提案書の提出後、各提案者に通知します。
85	募集要項	17	3	2	9	提案書審査結果公表 (h)	最優秀提案者の提案概要は、提案者の同意を得た内容を公表するという理解でよろしいでしょうか。	第3・3(4)「著作権の取扱」のとおり、本応募に際し示された提案内容や情報、方策については、審査結果の公表等に市が無償で使用することを承諾した上で提供されるものとしていますが、提案概要の公表にあたっては最優秀提案者と協議の上で調整します。
86	募集要項	17	3	2	9	提案書審査結果公表 (h)	審査結果公表は、応募グループの場合、代表企業及び構成員は全員公表されるのでしょうか。また、こちらから希望すれば、企業名の公表を避けることはできるのでしょうか。	最優秀提案者及び次点提案者については、代表企業及び構成員を全員公表するものとします。
87	募集要項	18	3	3	2	提出書類の変更禁止	応募登録申し込み後に参加資格を逸脱しない範囲で、応募グループ構成企業の追加・脱退・入れ替えを行うことは可能でしょうか。	No. 45の回答を参照してください。
88	募集要項	18	3	3	3	応募者名の記載	応募者名やマーク等、応募者を特定できるような内容は記載不可とのことだが、例えば開発実績を記載する場合、建物名称等は自社ブランドが記載されている箇所のみは記載を避けるといった表現をすることは可能か？(例：●●プラザ等)	提案における事業実績の提示においては、施設の詳細な位置、施設やテナント等の固有名称等を記載しないでください。 また、写真・パース・イラストについては、施設やテナント等の固有名称が明瞭に判読できる、あるいは検索等に頼らずとも施設を容易に特定できるほどの極めて著名な外見的特徴を示すものなど、応募者を容易に類推できるものの使用を避けてください。 その他の説明についても、応募者を容易に類推できる可能性を排除するよう努力してください。 なお、応募者を特定できると判断した場合、事務局において提案書の該当部分を黒塗りする等する場合があります。
89	募集要項	18	3	3	4	著作権の取扱	「応募手続を含む一連の情報については、名古屋市情報公開条例に基づき、公開される場合がある」とありますが、提案書に関しては事業者のノウハウを結集したものであることから、提案者に対し、公開可否及び公開範囲の確認があるという理解でよろしいでしょうか。	提案書の情報公開にあたっては、提案者に対し名古屋市情報公開条例第14条に基づき意見を聞くことがあります。
90	募集要項	18	3	3	4	著作権の取扱	「名古屋市情報公開条例に基づき、公開される場合がある。」とありますが、公開に先立ち、応募者の意見をご照会いただけると考えよろしいでしょうか。	No. 89の回答を参照してください。
91	募集要項	20	4	1	2	評価委員会による評価 ①評価基準	提案に対する評価点は、各評価委員の個別審査による評価点の合計で決定するという理解でよろしいでしょうか。また、各提案評価項目に対する評価点は何点刻みでの評価となりますでしょうか。	採点の考え方についてはお答えできません。
92	募集要項	23	4	1	2	評価委員会による評価 ①評価基準	評価委員会による評価として、①評価基準が示されています。ここには各評価項目毎に評価の視点や配点が明記されています。この配点については、評価委員会にて今回の評価委員6名の合議ではなく、各評価委員が個別に点数を付けその平均もしくは合計にて決まるという理解でよろしいでしょうか。	No. 91の回答を参照してください。
93	募集要項	23	4	1	2	①評価基準	各評価項目の配点について、各評価委員が個別に点数を付ける場合にその点数の付け方に基準があればご教示ください。たとえば、配点が10点の場合に①10×0=0、②10×0.25=2.5、③10×0.5=5.0、④10×0.75=7.5、⑤10×1.0=10.0のように5段階での評価基準を設ける等を予定しているのであれば、その基準を教えてください。	No. 91の回答を参照してください。
94	募集要項	21	4	1	2	評価委員会による評価 ①評価基準 2. 再整備の考え方 都市機能の集積	「文化芸術と経済活動の融合により」とは具体的にどういった状態を理想と捉えた表現なのか、認識に齟齬の無いようご教示頂きたい	再整備実施方針案の「まちづくりのコンセプト」及び「目指す姿」を参照してください。その実現方法や状態は、提案に委ねます。
95	募集要項	21	4	1	2	評価委員会による評価 ①評価基準 2. 再整備の考え方 ウォーカブルなまちの形成	シンボル軸・向田町線等道路空間を含む歩行者空間という記載について、実施方針(案)で言及されている歩道拡張および一部路線の車線限以外に道路空間で工夫を検討している内容があればご教示頂きたい。	再整備実施方針案P8の【機能配置のイメージ】に記載のとおりです。
96	募集要項	21	4	1	2	評価委員会による評価 ①評価基準 2. 再整備の考え方 ウォーカブルなまちの形成	オープンスペースで言及される新たな劇場等との一体性とは、市民会館街区及び古沢公園街区に新設する劇場を指している理解で良いか。※金山街区における第3のホールを指しての事ではないと思料するが齟齬がないか確認させて頂きたい	お見込みのとおり、金山一丁目12番街区オープンスペースと新たな劇場(第1・第2ホール)との一体性を指しています。 なお、アスナル金山街区におけるオープンスペースと新たな劇場(第3ホール)との一体性については提案上必須ではありませんが、提案された場合には評価対象となり得ます。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
97	98	98	98	98	98	98	「業務実施体制」の優れた事業実績を具体的に提示するにあたり、社名が特定されない程度の情報がどの程度のものかご教示ください。	時期を示す場合は年数までとしてください。 施設の位置についての説明は市町村名までとしてください。 施設やテナント等の固有名称は記載せず、導入した床の用途等の一般名詞のみを使用してください。 写真・パース・イラストについては、施設やテナント等の固有名称が明瞭に判読できる、あるいは検索等に頼らずとも施設を容易に特定できるほどの極めて著名な外見的特徴を示す、といったものでなければ使用可能です。 その他、実績の説明についても、応募者を容易に類推できる可能性を排除するよう努力してください。 なお、応募者を特定できると判断した場合、事務局において提案書の該当部分を黒塗りする等する場合があります。
98	募集要項	22	4	1	2	評価委員会による評価 ①評価基準 3. 事業化に向けた取組み 業務実施体制	3事業化に向けた取り組みの内、業務実施体制については、どのように判断されますでしょうか。（提案書内に各社強みなどが記載できないことを想定しての質問となります。）	評価の視点のとおりです。 なお、応募者の判断に委ねますが、応募者が特定できる内容は記載せず、応募者（応募企業、応募グループの代表企業及び構成員）の強みを提案いただくことは可能と考えています。 また、No. 97の回答を参照してください。
99	募集要項	22	4	1 2?	1	評価委員会による評価 ①評価基準 3. 事業化に向けた取組み 業務実施体制	「業務を円滑に実施する体制」に関して、第3者（応募企業のグループ会社含む）と連携又は委託することで円滑に業務を実施でき、その実績が具体的な内容と共に提示できる場合は、応募企業自らにそのノウハウがなくても十分に検討できると見なされるでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	募集要項	22	4	1	2	評価委員会による評価 ①評価基準 3. 事業化に向けた取組み 工程計画	3 事業化に向けた取り組みの「検討の工程及び工程管理が適切なものとなっているか。」について、ここでいう工程とは、工事工程のことではなく、第2 3. (1) ③の「再整備基本計画素案の作成に向けた工程計画」と理解してよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。 なお、事業全体のスケジュールが提案された場合、工程計画とは別に「課題への対応方策」の一環として評価します。
101	募集要項	22	4	1	2	評価委員会による評価 ②プレゼンテーション	プレゼンテーションに期日は提案書提出後のいつ頃を想定されていますでしょうか。また、いつ頃日程が確定しますでしょうか。	提案書提出後、1か月後程度を想定しています。 具体的な日程については、令和7年2月12日の提案書提出期限以降に、各提案者へ速やかに連絡します。
102	募集要項	22	4	1	2	評価委員会による評価 ②プレゼンテーション	プレゼンテーション時期はどのくらいの期間猶予を持って日時の通知がされますでしょうか。	予定時刻についての通知時期は未定です。 日程についてはNo. 101の回答を参照してください。
103	募集要項	22	4	1	2	評価委員会による評価 ②プレゼンテーション	プレゼンテーション・ヒアリングについて、それぞれの予定時間を教えてください。またこの場において提案書に記載のないパースまたは動画等を使用して説明することはできないという理解でよろしいでしょうか。	前段質問について、プレゼンテーション及びヒアリングの予定時間は未定です。 後段質問について、お見込みのとおりです。なお、スライド等をスクリーンに投影して説明に使用することは可能です。詳細については、提案書の提出後に改めて連絡します。
104	募集要項	22	4	1	2	評価委員会による評価 ②プレゼンテーション	プレゼンテーションに使用可能な素材は、提案書内に記載の項目の範囲内に限るという理解でよろしいでしょうか。例えば、動画や提案書に不記載のパース等は使用することができないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	募集要項	22	4	1	2	評価委員会による評価 ②プレゼンテーション	プレゼンテーションでの動画の使用や模型の使用、パネルの使用等は全て不可ということでしょうか。	パネルの使用は、提案書に記載された内容であれば可能です。そのほかは、お見込みのとおりです。
106	募集要項	22	4	1	2	評価委員会による評価 ②プレゼンテーション	採点方法につき、事前採点をプレゼンテーションに持ち越さないという意味は、事前採点は110点満点で行い、プレゼンテーション時は改めて120点満点で採点するという意味で合っていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
107	募集要項	22	4	1	2	評価委員会による評価 ②プレゼンテーション	プレゼンテーションは、応募グループ構成員である代表企業、構成員のほか、応募グループの協力企業等は参加可能でしょうか。	参加可能とします。
108	募集要項	23	4	3	2	協定の締結	検討費用に係る事業協力者の費用負担に関して、第三者への委託に関わらずグループ構成員の検討費用に関しても、明確に費用が発生していることを示せた場合、市にご負担いただくことは可能でしょうか。	第1・3（3）「費用負担について」の詳細に係る協議の対象に含める可能性については否定しませんが、市の費用負担は予算成立が前提であるため、現時点では確約できません。
109	募集要項	23	4	3	3	次点提案者の地位	協定締結候補者（応募グループの場合）の構成員の一部が資格喪失事由に該当した場合、該当構成員がいなくとも、参加資格要件を満たしている場合は、該当構成員が脱退することで協定締結可能という理解でよろしいでしょうか。また、該当構成員に代わる構成員を確保することで協定締結可能という理解でよろしいでしょうか。	令和7年1月23日以降、協定を締結するまでは構成員の変更は一切できません。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
110	募集要項	23	4	3	3	次点提案者の地位	協定締結候補者に選定後、協議の結果、協定の締結に至らなかった場合でも、協定締結候補者に対するペナルティは無いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	募集要項 別紙 事業化に向けた検証事項の役割分担	別紙 -1				全般	事業協力者の業務たる「概略設計」とは、具体的にはどの程度の深度までの設計検討の想定でしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
112	募集要項 別紙 事業化に向けた検証事項の役割分担	別紙 -1				全般	概略検討と概略設計の違いについて、概略検討は一般的な設計業務には該当せず、設計図書の提出を求めるものではないという理解でよろしいでしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
113	募集要項 別紙 事業化に向けた検証事項の役割分担	別紙 -1				全般	交通施設に関する基本方針にかかる検討については名古屋市が担当するという役割分担になっていますが、名古屋市として検討された方針に対して、民間事業者側での方針の調整は可能でしょうか？	No. 10の回答を参照してください。
114	募集要項 別紙 事業化に向けた検証事項の役割分担	別紙 -2				交通施設と動線 バスターミナル、タクシー・一般車乗降施設等の配置や形状	竣工後のバスターミナルを利用されるバス事業者の想定があればご教示いただけますでしょうか？	バスターミナルの利用者は、現在と同様に、名古屋市交通局及び観光バスを想定しています。
115	募集要項 別紙 事業化に向けた検証事項の役割分担	別紙 -2				交通施設と動線 バスターミナル、タクシー・一般車乗降施設等の配置や形状	バスターミナルやタクシープールは公共事業整備として施設設置までが事業者に求められ、運営業務は行政発注で行われる役割整理の認識で良いか。 その場合、求められるウォークابلや賑わい創出との動線、空間創出や使い勝手を想定した提案を求められる理解で良いか？	前段質問について、維持管理、運営等の役割分担は、基本計画の作成の中で検討を進めていくことを想定しています。 後段質問について、お見込みのとおりです。
116	募集要項 別紙 事業化に向けた検証事項の役割分担	別紙 -2				交通施設と動線 バスターミナル、タクシー・一般車乗降施設等の配置や形状	「バスターミナル…」等3項目において、基本方針に係る検討を市が担う旨記載されておりますが、これは、市の基本方針が事業協力者側の前提条件となる（事業協力者は基本方針の内容には関与しない、またはできない）という理解でしょうか。	No. 10の回答を参照してください。
117	募集要項 別紙 事業化に向けた検証事項の役割分担	別紙 -2				交通施設と動線 観光バス向けサービスの方向性	「観光バス向けサービス」の現時点での考え方につき、補足説明をお願いいたします。	観光バス乗降場やその利用者が待ち時間に利用する施設等を想定しています。
118	募集要項 別紙 事業化に向けた検証事項の役割分担	別紙 -2				交通施設と動線 道路空間再編	道路空間再編の「予備設計等」の具体的な内容をご教示願います。	No. 11の回答を参照してください。
119	募集要項 別紙 事業化に向けた検証事項の役割分担	別紙 -2				交通施設と動線 自動車駐車場・自転車駐車場の規模・配置	「自動車駐車場・自転車駐車場の規模・配置」にかかる「概略設計」のレベル感をお示しください。	No. 5の回答を参照してください。
120	様式集	6～ 20	4 5			応募登録に係る様式（様式4－1）応募登録申込書～（様式4－10）暴力団対策に係る誓約書 事業協力者応募に係る様式	印鑑証明の提出が求められておりますが、「委任状」他押印が必要な書類に関して、実印を使用する必要はありますか。	実印を使用するものとします。
121	様式集	6～ 20	4 5			応募登録に係る様式（様式4－1）応募登録申込書～（様式4－10）暴力団対策に係る誓約書 事業協力者応募に係る様式	様式4-1～4-10並びに様式5の最下段に記入されているページ数は削除して提出してよろしいでしょうか。	削除して構いません。
122	様式集	6～ 20	4 5			応募登録に係る様式（様式4－1）応募登録申込書～（様式4－10）暴力団対策に係る誓約書 事業協力者応募に係る様式	様式4-1～様式4-10並びに様式5に記載する法人名及び代表者職氏名は、名古屋市競争入札参加資格者名簿に登録している法人名及び代表者職氏名と考えてよろしいでしょうか。	名古屋市競争入札参加資格者名簿（申請区分「測量・設計」・申請業種「建設コンサルタント」・詳細内容「都市計画及び地方計画」）に登録している法人名及び代表者職氏名で記名・押印するものとします。 名古屋市競争入札参加資格者名簿（上記に同じ）に登録していない場合は、法人の代表者（代表取締役）の法人名及び代表者職氏名で記名・押印するものとします。
123	様式集	7	4			応募登録に係る様式（様式4－2）委任状	様式4-2委任状に記載する法人名及び代表者職氏名が名古屋市競争入札参加資格者名簿に登録している法人名及び代表者職氏名の場合、押印が様式4-5添付資料提出確認書のク印鑑登録証明書の代表者と異なる印鑑となっても構わないでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
124	様式集	12	4			応募登録に係る様式（様式4－5）添付資料提出確認書	ケ納税証明書②名古屋市の市町村民税、固定資産税に「・納税証明書（未納の税額がないことの証明）」とありますが、「本市内において現に市税を滞納していない。」ことの証明書でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
125	様式集	14, 15	4			応募登録に係る様式（様式4－6）市街地再開発事業参加実績（様式4－7）大規模建築物実績（様式4－8）駅隣接区域開発実績（様式4－9）劇場実績	「事業費」の欄には、「建設等にかかった総事業費」を記入すればよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
126	様式集	14～17	4			応募登録に係る様式（様式4－6）市街地再開発事業参加実績（様式4－7）大規模建築物実績（様式4－8）駅隣接区域開発実績（様式4－9）劇場実績	「※実績を証する書類として、事業内容が分かる書類を添付してください。」と注記がありますが、事業パンフレットやニュースリリース等を添付すれば良いという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
127	様式集	14	4			応募登録に係る様式（様式4－6）市街地再開発事業参加実績	「事業内容が分かる書類」とは、参加資格要件を満たしていることが確認できるものであれば、自治体や企業のプレスリリース等の一般に公表されている資料も該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、機能、階層構成、デザイン等の施設概要等を把握することを目的とするものです。
128	様式集	15, 16	4			応募登録に係る様式（様式4－7）大規模建築物実績（様式4－8）駅隣接区域開発実績	「ス.大規模建築物実績」と「セ.駅隣接区域開発実績」については、該当施設が事業費非公表としている場合、「事業費」欄の空欄提出（非公表のため記載できません）などの補記を考えていますが、よろしいでしょうか？	No. 76の回答を参照してください。
129	様式集	15	4			応募登録に係る様式（様式4－7）大規模建築物実績	「事業内容が分かる書類」とは、参加資格要件を満たしていることが確認できるものであれば、自治体や企業のプレスリリース等の一般に公表されている資料も該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、機能、階層構成、デザイン等の施設概要等を把握することを目的とするものです。
130	様式集	16	4			応募登録に係る様式（様式4－8）駅隣接区域開発実績	「事業内容が分かる書類」とは、参加資格要件を満たしていることが確認できるものであれば、自治体や企業のプレスリリース等の一般に公表されている資料も該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、機能、階層構成、デザイン等の施設概要等を把握することを目的とするものです。
131	様式集	17	4			応募登録に係る様式（様式4－9）劇場実績	「事業内容が分かる書類」とは、参加資格要件を満たしていることが確認できるものであれば、自治体や企業のプレスリリース等の一般に公表されている資料も該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、機能、階層構成、デザイン等の施設概要等を把握することを目的とするものです。
132	様式集	19	4			応募登録に係る様式（様式4－10）暴力団対策に係る誓約書	役職欄には、現在事項全部証明書に記載の役職（取締役、監査役など）を記載すればよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
133	様式集	21	6			提案書作成にあたっての注意事項【電子データの提出について】	電子媒体（CD-R 又はDVD-R）本体には応募者を特定できるような記載をしても構わないでしょうか。	ケースに応募者を記載し、CD-R又はDVD-R本体には応募者を特定できるような記載をしないでください。
134	協定書(案)	1					冒頭に「事業協力者の提案内容に応じて、各条項が変更・追加となることがあります」とありますが、どの程度柔軟に変更・追加に応じて頂けるのかご教示ください。	万が一本協定書（案）の条項により難しい提案が場合があった場合を想定するものですが、原則協定書（案）の条項により締結するものとします。ただし、費用負担について、募集要項P3第1・1（3）「費用負担について」の協議により該当する条項を変更する場合があるなど、協定締結に向けた協議において必要に応じて修正する場合があります。
135	協定書(案)	2	5	1		代表構成員等の責務	やむを得ず代表構成員が離脱する可能性もあることから、市の承認の下、残存構成員が代表構成員を擁立する旨の規定にご修文願います。	代表構成員の離脱は想定していません。本項のとおりとします。
136	協定書(案)	2	5	2		代表構成員等の責務	構成員の離脱に伴う損害負担の取り扱いについては、離脱構成員ならびに残存構成員にて決定すべきものと存じますので削除願います。	本項は、市（甲）と事業協力者（乙）との間における損害の負担を規定するものです。
137	協定書(案)	2	5	2		代表構成員等の責務	本協定より離脱した構成員は、事業参画者への応募には参加できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
138	協定書(案)	2	5	2		代表構成員等の責務	本協定より離脱した構成員は、離脱後も第19条の秘密保持義務を負うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
139	協定書(案)	2	5	3		代表構成員等の責務	本協定の存続期間中は、新たな構成員を追加したい場合であっても、第5条第3項の規定にあるように「構成員の離脱により本事業協力の実施の為新たな構成員の追加が必要となった場合」でなければ追加は認められないでしょうか？	お見込みのとおりです。本協定の当事者ではない協力企業等としての参画の方法はあると考えています。
140	協定書(案)	2	6	1		本協定の存続期間	協定存続期間について、「本協定の存続期間は、本協定の締結日から令和8年10月31日又は本計画の策定完了の日のいずれか早い日までとし、本計画の策定完了の日は、募集要項等において甲及び乙が実施する事項の履行状況を踏まえ、本協定の当事者全員で協議の上決定するものとする。」「前項の存続期間は、本協定の当事者全員の合意により、これを延長することができる。」とありますが、令和8年10月31日までに事業協力者協議が完了しなかった時、名古屋市または事業協力者のどちらか一方が継続に合意しない場合は、事業協力協定が当然終了するものという理解で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
141	協定書(案)	3	11	1 2		費用の負担	業務委託契約金額を設定する形態などにより、事業協力に係る費用負担を市でご負担いただける場合には委託料規定内容にご修文願います。	実際に必要となった場合には、協定締結に向けた協議において対応します。
142	協定書(案)	3	11	2		費用の負担	「乙が本協定の履行に関して実施する検討（第三者への委託により実施する検討を含む。）のうち、その実施及び費用について、甲の同意が必要とされている検討にかかる費用」とありますが、乙(事業協力者)が実施する各種検討については、原則甲(名古屋市)の同意を得ながら実施していくという認識で相違ないでしょうか。	乙(事業協力者)が実施する各種検討については、募集要項P1の第3・2及び3（1）のとおり、必ずしも甲（名古屋市）の同意を得ながら実施するものばかりではないと考えています。 ここでいう「その実施及び費用について、甲の同意が必要とされている検討」とは、No. 32の回答の対象となる項目を意味します。 なお、これらの検討にかかる費用の負担方法については、第11条2項に記載のとおり、甲及び乙の協議により定めるものとしますが、原則として協定締結に向けた協議の結果を踏まえ協定に記載することを想定しています。
143	協定書(案)	3	11	2		費用の負担	第11条第2項に「乙が本協定の履行に関して実施する検討のうち、その実施及び費用について、甲の同意が必要とされている検討項目にかかる費用の負担方法については、甲及び乙の協議によりこれを定めるものとする」とありますが、『甲の同意が必要とされている検討にかかる費用』とは何をさしているのでしょうか？	No. 142の回答を参照してください。
144	協定書(案)	3	11	2		費用の負担	「甲の同意が必要とされている検討」とは、具体的にどのような検討を示しているかご教示ください。	No. 142の回答を参照してください。
145	協定書(案)	3	11	2		費用の負担	「甲の同意が必要とされている検討」についてはすべて甲が費用を負担するという理解でよろしいでしょうか。	第11条2項に記載のとおり、甲及び乙の協議により定めるものとします。 また、No. 142の回答を参照してください。
146	協定書(案)	3	11	2		費用の負担	「甲の同意が必要とされている検討」がどのような検討内容のことを指しているかご教示ください。	No. 142の回答を参照してください。
147	協定書(案)	3	11	2		費用の負担	「費用の負担方法」について、具体的にどのような選択肢を想定されているかご教示ください。	No. 32の回答を参照してください。
148	協定書(案)	5	16			損害賠償	甲乙双方に義務の履行があると存じます。損害賠償請求についても甲乙双方となるのではないのでしょうか。	第13条第2項及び第3項を参照してください。
149	協定書(案)	5	17			リスク分担	業務委託契約金額を設定する形態などにより、事業協力に係る費用負担を市でご負担いただける場合には、「乙の役割区分において想定外の費用が発生した場合には業務委託金額を変更する」などの条項にご修文願います。	実際に必要となった場合には、協定締結に向けた協議において対応します。
150	協定書(案)	6	19	4		秘密保持	協定終了後の秘密保持義務の有効期間に上限がありませんが、上限を定めていただけないでしょうか。	今後の事業進捗に応じた設定が必要となり、現時点で具体的な有効期間を規定することが困難なため、現規定のままとします。
151	アスナル金山エリア再整備実施方針(案)	6	2	2	3	道路空間	向田町線の車線減・歩道拡幅、並びに古沢町線支線第4号線の一部廃道に関する道路管理者・警察等との協議進捗状況についてご教示願います。	道路管理者や交通管理者等と整備の方向性について、協議を始めているところです。今後、基本計画の作成に向けた検討と並行して協議を進めていきます。
152	アスナル金山エリア再整備実施方針(案)	11	2	5	2	<事業化に向けた検証事項>	観光需要やバス事業者の意向との記載がありますが、今回取り入れるべき具体的な要望や意向はございますでしょうか。	基本計画の作成に向けた検討を進めていく中で、バス事業者との協議を並行して進めていきますので、その際にいただく要望や意向を指しています。
153	アスナル金山エリア再整備実施方針(案)	12	2	6	2	環境・エネルギー	地域冷暖房プラント等の導入検討に際して既に課題となっている事項や、制約等がございますでしょうか。	地域冷暖房プラント等の導入検討に際して既に課題となっている事項はありませんが、古沢公園・市民会館エリアの新たな劇場（第1・第2ホール）の整備・供用開始時期等との調整が必要と考えています。このほか技術的な制約等は、供給事業者に確認してください。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
154	アスナル金山エリア再整備実施方針（案）	13	2	7		エリアマネジメントの展開	アスナル金山エリア再整備実施方針案を踏まえた提案を求められていますが、アスナル金山エリア再整備実施方針案にエリアマネジメントの展開（P13）として、「地域のまちづくり団体や都市再生法人である公益財団法人名古屋まちづくり公社が中心となり進めることを想定」されていますが、今回提案においては名古屋まちづくり公社等がエリアマネジメントを実施・展開するために寄与する内容が求められるという理解でよろしいでしょうか。 （募集要項の評価項目（P21）「人・文化・芸術の交流創造」に「駅前複合施設やオープンスペースは、エリアマネジメント活動の展開に寄与する内容となっているか」となっているため。）	お見込みのとおりです。なお、このほかに事業参画者をはじめとしたアスナル金山再整備事業の関係主体（権利者、テナント等）がエリアマネジメントを実施・展開することもあり得ると考えています。
155	アスナル金山エリア再整備実施方針（案）	13	2	7		エリアマネジメントの展開	名古屋まちづくり公社が中心となり進めるとありますが、事業参画者との分担や、委託予定の業務範囲等は決まっておりますでしょうか。	現段階では決まっています。
156	アスナル金山エリア再整備実施方針（案）	14	3	2	1	土地・建物の権利の考え方	アスナル金山街区の市有地を民間地権者が取得するとありますが、前述の土地交換に加えて追加で取得されるということでしょうか。その場合、想定される土地面積規模等はありませんでしょうか。	民間地権者が取得するとは、土地交換の結果として土地を取得するということを意味します。
157	アスナル金山エリア再整備実施方針（案）	14	3	2		土地・建物の権利の考え方	民間地権者が取得されたい面積規模や金額上限（権利床相当分のみか、追加取得する予定か）等はありませんでしょうか。	お答えできません。
158	アスナル金山エリア再整備実施方針（案）	14	3	2		土地・建物の権利の考え方	アスナル金山街区の市有地と金山一丁目12番街区の民有地の土地交換とありますが、民有地上の建物の取り扱いはどうになりますでしょうか。更地化した上で土地交換されるのでしょうか。	今後の地権者間協議の中で確定します。
159	アスナル金山エリア再整備実施方針（案）	14	3	3		都市再生制度等の活用について	活用についてご検討中、あるいはこれまでご検討されてきた都市再生制度をご教示願います。 また当エリアが都市再生整備緊急地域に指定される予定はありますか。	都市再生緊急整備地域の指定を受ける可能性について検討しています。
160	アスナル金山エリア再整備実施方針（案）	14	3	3		都市再生制度等の活用について	都市再生制度等による規制緩和をはじめとする各種支援措置を検討とありますが、すでに対応を予定されている支援措置等はありませんでしょうか。	現時点で予定されている支援措置はありません。
161	名古屋市新たな劇場の基本計画（案）	26	3	3-2	7	施設の規模	第3ホールの規模につき9,000㎡とありますが、P22記載の諸室以外に面積に含まれるものはありますか。	名古屋市新たな劇場の基本計画（案）には、新たな劇場のうちアスナル金山エリアに整備する面積を概ね9,000㎡とし、現時点で想定する機能や諸室・附帯施設をP19、P22～24、P28に示していますが、詳細は今後検討する予定です。
162	その他					過年度調査	名古屋市様にて実施された以下業務に関する報告書（中間報告書を含む）を開示いただけますでしょうか。（業務名／受託者／業務期間） ①金山地区開発交通解析業務／日建設計／令和2年7月～令和3年3月 ②金山地区開発事業化検討等調査業務／三菱UFJリサーチ&コンサルティング・日建設計JV／令和3年8月～ ③金山地区における交通体系検討調査業務（住都局）／日建設計／令和3年11月～令和4年3月 ④金山地区整備計画策定に係る調査検討業務／ランドブレイン／令和4年8月～令和4年12月 ⑤金山駅北地区の再整備に係る調査検討業務／日本工営都市空間／令和5年8月～令和6年2月 ⑥令和5年度金山地区開発事業化検討業務／三菱UFJリサーチ&コンサルティング	まちづくり企画課内での閲覧を認めます。 ただし、開示できない情報を含む部分を除きます。 閲覧の際は、事前に日程調整の上来庁してください。